

令和5年度コージェネレーション設備導入における主な関連許認可等の担当窓口

<①構想から施工前までの関係法令>

【建築物・工作物関係】

番号	法律・条例・要綱等の名称	主な規制対象(規制概要)	ガス エン ジン	ディー ゼル エン ジン	ガス ター ビン	燃料 電池	担当エリア	担当窓口	担当連絡先(電話番号)
			必ず届出が必要なもの● 条件により届出が必要なもの○ 届出不要なものー						
1	都市計画法	建築物の新築、改築もしくは増築(第53条)	○	○	○	○	久留米市の都市計画施設の区域内 大牟田市の都市計画施設の区域内 政令市・中核市を除く県内の土地区画整理事業(予定)区域内 市を除く都市計画法の規定に基づく道路、公園、緑地及び墓園の区域内	久留米市都市建設部都市計画課 大牟田市都市整備部都市計画・公園課 福岡県建築都市部都市計画課 福岡県建築都市部公園街路課	0942-30-9083 0944-41-2782 092-643-3714 092-643-3725
		建築物その他工作物の新築、改築、若しくは増築(行為の着手の30日前までに届出)	○	○	○	○	久留米市の地区計画区域内 大牟田市の該当する地区計画区域内	久留米市都市建設部都市計画課 大牟田市都市整備部都市計画・公園課	0942-30-9083 0944-41-2782
2	自然公園法	【国立公園】 特別地域内での建築物・工作物の設置等(許可) 普通地域内での一定規模を超える建築物・工作物の設置等(工事着手の30日前までに届出)	○	○	○	○	北九州市	福岡県環境部自然環境課	092-643-3369
		【国定公園】 特別地域内での建築物・工作物の設置等(許可) 普通地域内での一定規模を超える建築物・工作物の設置等(工事着手の30日前までに届出)	○	○	○	○	北九州市、福岡市 糸島市 宗像市、古賀市、福津市、新宮町、久山町、岡垣町 直方市、添田町、福智町 うきは市、朝倉市、東峰村 行橋市、豊前市、苅田町、みやこ町、築上町、上毛町	福岡県環境部自然環境課 福岡県建築保健福祉環境事務所 福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所 福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所 福岡県北筑後保健福祉環境事務所 福岡県京築保健福祉環境事務所	092-643-3369 092-513-5611 0940-36-2475 0948-21-4975 0942-30-1052 0930-23-9050
3	福岡県立自然公園条例	【県立自然公園】 特別地域内での建築物・工作物の設置等(許可) 普通地域内での一定規模を超える建築物・工作物の設置等(工事着手の30日前までに届出)	○	○	○	○	北九州市、福岡市、久留米市 筑紫野市、大野城市、太宰府市、糸島市、那珂川市 宇美町、篠栗町、須恵町、久山町 直方市、飯塚市、田川市、宮若市、嘉麻市、香春町、福智町、赤井 うきは市、朝倉市、大刀洗町 大牟田市、八女市、筑後市、みやま市 行橋市、苅田町、みやこ町、築上町	福岡県環境部自然環境課 福岡県建築保健福祉環境事務所 福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所 福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所 福岡県北筑後保健福祉環境事務所 福岡県南筑後保健福祉環境事務所 福岡県京築保健福祉環境事務所	092-643-3369 092-513-5611 0940-36-2475 0948-21-4975 0942-30-1052 0943-22-6963 0930-23-9050
		自然海浜保全地区内での建築物・工作物の設置等(届出)	○	○	○	○	北九州市、豊前市	福岡県環境部自然環境課	092-643-3369
4	福岡県自然海浜保全地区条例	自然海浜保全地区内での建築物・工作物の設置等(届出)	○	○	○	○	北九州市、豊前市	福岡県環境部自然環境課	092-643-3369
5	福岡県環境保全に関する条例	【自然環境保全地域】 特別地区内での建築物・工作物の設置等(許可) 普通地区内での一定規模を超える建築物・工作物の設置等(工事着手の30日前までに届出)	○	○	○	○	宗像市、朝倉市、久山町	福岡県環境部自然環境課	092-643-3369
6	文化財保護法	周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等	○	○	○	○	県内全域	福岡県教育庁教育総務部文化財保護課企画・埋蔵文化財係	092-643-3876
7	土地区画整理法	土地の形質の変更、建築物その他工作物の新築、改築若しくは増築(第76条)	○	○	○	○	久留米市土地区画整理事業区域内 県内の事業中の土地区画整理事業区域内(市の区域内で個人、組合、会社、市が施行するものを除く)	久留米市都市建設部都市計画課 福岡県建築都市部都市計画課	0942-30-9083 092-643-3714

令和5年度コージェネレーション設備導入における主な関連許認可等の担当窓口

番号	法律・条例・要綱等の名称	主な規制対象(規制概要)	ガス	ディー	ガス	燃料	担当エリア	担当窓口	担当連絡先(電話番号)	
			エンジン	ゼルエンジン	タービン					電池
			必ず届出が必要なもの● 条件により届出が必要なもの○ 届出不要なものー							
8	建築基準法	建築確認	○	○	○	-	古賀市、糸島市、糟屋郡	福岡県福岡県土整備事務所建築指導課	092-641-0169	
							小郡市、うきは市、三井郡	福岡県久留米県土整備事務所建築指導課	0942-44-5225	
							筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川市	福岡県那珂川県土整備事務所建築指導課	092-513-5572	
							中間市、宗像市、福津市、遠賀郡	福岡県北九州県土整備事務所建築指導課	093-691-4585	
							飯塚市、嘉麻市、嘉穂郡	福岡県飯塚県土整備事務所建築指導課	0948-21-4945	
							柳川市、大川市、みやま市、三潁郡	福岡県南筑後県土整備事務所柳川支所建築指導課	0944-72-2564	
							八女市、筑後市、八女郡	福岡県八女県土整備事務所建築指導課	0943-22-6993	
							朝倉市、朝倉郡	福岡県朝倉県土整備事務所建築指導課	0946-22-1859	
							行橋市、豊前市、京都郡、築上郡	福岡県京築県土整備事務所建築指導課	0979-82-3364	
							田川市、田川郡	福岡県田川県土整備事務所建築指導課	0947-42-9117	
							直方市、宮若市、鞍手郡	福岡県直方県土整備事務所建築指導課	0949-22-5639	
							北九州市	北九州市建築都市局建築審査課	093-582-2535	
							福岡市	福岡市住宅都市局建築指導部建築審査課	092-711-4577	
							大牟田市	大牟田市都市整備部建築住宅課	0944-41-2797	
久留米市	久留米市都市建設部建築指導課	0942-30-9089								
9	大牟田市建築基準法の運用解釈	建築確認	○	○	○	-	大牟田市	大牟田市都市整備部建築住宅課	0944-41-2797	
10	福岡県美しいまちづくり条例	一定規模を超える建築物・工作物等(工事着手30日前までに届出)	○	○	○	○	筑後市、みやま市、大川市、大刀洗町、大木町、広川町、刈田町、みやこ町、吉富町、上毛町及び築上町	福岡県建築都市部都市計画課	092-643-3712	
11	北九州市都市景観条例 関門景観条例	一定規模を超える建築物・工作物等(工事着手30日前までに届出)	○	○	○	○	北九州市	北九州市建築都市局都市景観課	093-582-2595	
12	北九州市漁港管理条例	甲種漁港施設を占用し、又は当該施設に定着する工作物を新築し、改築し、増築し、若しくは除去しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。	○	○	○	○	北九州市の以下の漁港 岩屋漁港、藤田漁港、藤之浦漁港、藍島漁港、馬島漁港、平松漁港、柄杓田漁港、曾根漁港	北九州市産業経済局農林水産部水産課	093-582-2086	
13	福岡市都市景観条例	一定規模を超える建築物・工作物等(工事着手30日前までに届出)	○	○	○	○	福岡市	福岡市住宅都市局都市景観課	092-711-4589	
14	大牟田市景観条例	一定規模を超える建築物・工作物等(工事着手30日前までに届出)	○	○	○	○	大牟田市	大牟田市都市整備部都市計画・公園課	0944-41-2782	
15	大牟田市緑化の推進及び樹木の保存に関する条例	1,000㎡以上の工場、事業場等	○	○	○	○	大牟田市	大牟田市都市整備部都市計画・公園課	0944-41-2782	
16	大牟田市風致地区内における景観等の規制に関する条例	風致地区内における建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採その他の行為	○	○	○	○	大牟田市の該当する風致地区内	大牟田市都市整備部都市計画・公園課	0944-41-2782	
17	久留米市景観条例	一定規模を超える建築物・工作物等(工事着手30日前までに届出)	○	○	○	○	久留米市	久留米市都市建設部都市計画課	0942-30-9083	
18	久留米市風致地区条例	建築物等の新築等、建築物等の色彩の変更	○	○	○	○	久留米市風致地区内	久留米市都市建設部都市計画課	0942-30-9083	
19	飯塚市都市景観条例	一定規模を超える建築物・工作物等(工事着手30日前までに届出)	○	○	○	○	飯塚市	飯塚市都市計画課	0948-22-5500(内:1553)	
20	飯塚市特別用途地区建築条例	特別用途地区内における建築物の建築の制限	○	○	○	○	飯塚市内の全ての準工業地域及び一部の近隣商業地域	飯塚市都市計画課	0948-22-5500(内:1553)	
21	柳川市景観条例	一定規模を超える建築物・工作物等(工事着手30日前までに届出)	○	○	○	○	柳川市	柳川市都市計画課都市計画係	0944-77-8552	
22	柳川市観光地区建築条例	特別用途地区内における建築物の建築の制限	○	○	○	○	柳川市の一部の地域	柳川市都市計画課都市計画係	0944-77-8552	
23	柳川市特別工業地区建築条例	特別用途地区内における建築物の建築の制限緩和	○	○	○	○	柳川市の一部の地域	柳川市都市計画課都市計画係	0944-77-8552	
24	八女市文化的景観条例	一定規模を超える建築物・工作物等(工事着手30日前までに届出)	○	○	○	○	八女市	八女市企画部定住対策課町並み景観係	0943-24-8164	
25	筑後中央広域都市計画特別工業地区条例	特別用途地区内における建築物の建築の制限緩和	○	○	○	○	八女市	八女市建設経済部建設課都市計画係	0943-24-9456	
26	筑後特別用途地区建築条例	観光地区内における建築物の建築の制限	○	○	○	○	筑後都市計画船小屋観光地区	筑後市建設経済部都市対策課	0942-65-7028	
27	大川都市計画特別工業地区条例	建築物の建築制限・構造制限	○	○	○	○	用途地域で準工業地帯の一部(302ha)	大川市都市計画課都市計画係	0944-85-5603	
28	行橋市宅地開発事業に関する指導要綱	3,000㎡以上は県知事許可、3,000㎡以下でも条件によっては市長同意	○	○	○	○	行橋市	行橋市都市整備部都市政策課都市計画係	0930-25-1111	
29	行橋市景観まちづくり条例	緑地化の協力や建築物・工作物の色彩の制限	○	○	○	○	行橋市	行橋市都市整備部都市政策課都市計画係	0930-25-1111	
30	豊前市景観条例	一定規模を超える建築物・工作物等(工事着手30日前までに届出)	○	○	○	○	豊前市	豊前市都市住宅課都市整備係	0979-82-1111	

令和5年度コージェネレーション設備導入における主な関連許認可等の担当窓口

番号	法律・条例・要綱等の名称	主な規制対象(規制概要)	ガス エンジ	ディー ゼルエ ンジン	ガス ター ビン	燃料 電池	担当エリア	担当窓口	担当連絡先(電話番号)
			必ず届出が必要なもの● 条件により届出が必要なもの○ 届出不要なものー						
31	小郡市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例	・建築できる建築物 ・建築物の敷地面積の最低限度 ・壁面の位置の制限 ・建築物の高さの最高限度 ・容積率の最高限度 ・種べい率の最高限度	○	○	○	○	小郡市内各地区における地区整備計画区域	小郡市 都市計画課	0942-72-2111
32	小郡市景観条例	一定規模を超える建築物・工作物等 (工事着手30日前までに届出・申請)	○	○	○	○	小郡市全域	小郡市 都市計画課	0942-72-2111
33	宗像市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例	建築物の用途、構造及び敷地に関する規制	○	○	○	○	宗像市の以下の地域 自由ヶ丘地区、自由ヶ丘第12地区、東部研究学園地区、田鹿地区、福元地区、須恵平原地区、東海大学地区、宗像中央公園地区、広陵台地区、青葉台地区、田久地区、土六・須恵地区、自由ヶ丘平原地区、くりえいと北地区、赤間駅北口周辺地区、王丸地区、エコパーク地区、大王寺・玄海ニュータウン地区、公園通り地区、瀬戸地区、荒開地区、宗像大社地区、江口第一地区、神楽第一地区、道の駅ひなかつ地区、原町地区、三倉地区、グローバルアリーナ地区の各地区整備計画区域	宗像市都市再生部都市計画課都市計画係	0940-36-1484
34	宗像市景観計画 宗像市景観条例	一定規模を超える建築物・工作物の建築等 (行為着手30日前までに届出・申請)	○	○	○	○	宗像市	宗像市都市再生部都市計画課都市計画係	0940-36-1484
35	宗像市ため池の保全に関する条例	満水面積が500㎡以上のため池に、影響を与える恐れのある周辺の開発行為	○	○	○	○	宗像市	宗像市産業振興部農業振興課	0940-36-0041
36	太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例	一定規模を超える建築物・工作物等 (工事着手30日前までに届出)	○	○	○	○	太宰府市	太宰府市都市整備部都市計画課景観歴史のまち推進係	092-921-2121
37	福岡広域都市計画太宰府市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例	地区計画の区域内における建築物の建築の制限	○	○	○	○	太宰府市	太宰府市都市整備部都市計画課都市計画係	092-921-2121
38	福岡広域都市計画太宰府市門前町特別用途地区条例	特別用途地区内における建築物の建築の制限	○	○	○	○	太宰府市	太宰府市都市整備部都市計画課都市計画係	092-921-2121
39	福津市景観条例	景観重点区域での建設行為 (行為着手30日前に届出、90日前までに事前協議)	○	○	○	○	景観重点区域	福津市都市整備部都市管理課	0940-62-5036
40	うきは市景観条例	一定規模を超える建築物・工作物等 (工事着手30日前までに届出)	○	○	○	○	うきは市	うきは市都市計画準備課	0943-76-9063
41	朝倉市歴史的景観条例	現状変更行為の規制	○	○	○	○	朝倉市一部の地域	朝倉市教育部文化・生涯学習課文化財係	0946-28-7341
42	大木町の食の景観を守り育てる条例	一定規模を超える開発行為・建築行為等(事前届出が必要) ※令和元年10月1日から施行	○	○	○	-	大木町	大木町まちづくり課政策企画グループ	0944-32-1047
43	朝倉市特別用途地区建築条例	特別用途地区内における建築物の建築の制限	○	○	○	○	朝倉市の準都市計画区域内の一部(原鶴温泉地区)	朝倉市都市整備課庶務係	0946-22-1115
44	みやま市筑後中央広域都市計画新船小屋観光地区内の建築制限等に関する条例	特別用途地区内における建築物の建築の制限	○	○	○	○	みやま市新船小屋観光地区(特別用途地区)	みやま市都市計画課	0944-64-1532
45	糸島市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例	建築物の用途、構造及び敷地に関する制限	○	○	○	○	糸島市	糸島市建設都市部都市計画課	092-332-2077
46	須恵市計画文教地区条例	特別用途地区内における建築物の建築の制限	○	○	○	○	須恵町大字旅石の一部地域	須恵町都市整備課	092-932-1151
47	新宮町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例	地区計画区域内における建築物の用途その他に関する制限	○	○	○	○	新宮町の区域のうち、地区計画が定められた区域	新宮町都市整備課	092-963-1735
48	粕屋町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例	地区計画区域内における建築物の用途その他に関する制限	○	○	○	○	粕屋町の区域のうち、地区計画が定められた区域	粕屋町都市政策部都市計画課	092-938-0208
49	筑前町高田地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例	特別用途地区内における建築物の建築の制限	○	○	○	○	筑前町南高田地区	筑前町都市計画課	0946-42-6641
50	苅田町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例	用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度 (工事着手30日前までに届出)	○	○	○	○	苅田町の区域のうち、地区計画が定められた区域	苅田町都市計画課	093-434-6521
51	福岡市環境影響評価条例	以下の規模要件に該当する場合、事業の実施前に環境影響評価を行う必要がある。 工場立地法に規定する特定工場又は大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設(非常用を除く)若しくは水質汚濁防止法に規定する特定施設を設置する工場若しくは事業場の建設の事業で、次のいずれかに該当するもの(増設にあっては、当該増設に係る部分が次のいずれかに該当するもの) (1) 排出ガス量が1時間あたり4万立方メートル以上であるもの (2) 排水量が1日当たり5,000立方メートル以上であるもの (3) 敷地の面積が5ヘクタール以上であるもの	○	○	○	ー	福岡市	福岡市環境局環境整理部環境調整課	092-733-5389

令和5年度コージェネレーション設備導入における主な関連許認可等の担当窓口

【公害関係】

番号	法律・条例・要綱等の名称	主な規制対象(規制概要)	ガス エンジン	ディー ゼルエ ンジン	ガス ター ビン	燃料 電池	担当エリア	担当窓口	担当連絡先(電話番号)						
			必ず届出が必要なもの● 条件により届出が必要なもの○ 届出不要なものー												
52	土壌汚染対策法	・3,000㎡以上の土地の形質変更 (工事着手の30日前までに届出) ・現に有害物質使用特定施設が設置されている工場等の土地において900㎡以上の土地の形質変更(工事着手の30日前までに届出) ・法第3条第1項ただし書により調査着手中の土地での900㎡以上の土地変更	○	○	○	○	福岡県全域(北九州市、福岡市、久留米市を除く) 筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、糸島市、那珂川市 中間市、宗像市、古賀市、福津市、糟屋郡、遠賀郡 ※1 直方市、宮若市、鞍手郡 ※2 飯塚市、嘉麻市、嘉穂郡 ※3 田川市、田川郡 小郡市、うきは市、朝倉市、朝倉郡、三井郡 柳川市、八女市、筑後市、大川市、みやま市、三瀬郡、八女郡 行橋市、豊前市、京都郡、築上郡 大牟田市 北九州市 福岡市 久留米市	福岡県環境保全課土壌係(相談) 福岡県筑紫保健福祉環境事務所環境指導課(届出窓口) 福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所環境指導課(届出窓口) 福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所環境指導課(届出窓口) 福岡県北筑後保健福祉環境事務所環境課(届出窓口) 福岡県南筑後保健福祉環境事務所環境指導課(届出窓口) 福岡県京築保健福祉環境事務所環境課(届出窓口) 大牟田市環境部環境保全課(届出窓口) 北九州市環境局環境監視部環境監視課 福岡市環境局環境監視部環境保全課 久留米市環境部環境保全課	092-643-3361 092-513-5612 0940-36-6322 ※1 0948-21-4812 ※2 0948-21-4813 ※3 0948-21-4814 0942-30-1058 0943-22-6964 0930-23-2380 0944-41-2721 093-582-2290 092-733-5386 0942-30-9043						
			53	大気汚染防止法	一定規模以上のばい煙発生施設の設置 (工事着手の90日前までに届出)	○	○	○	○	大牟田市(工場) 大牟田市(事業場) 福岡県全域(北九州市、福岡市、久留米市、大牟田市(事業場)を除く) 筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、糸島市、那珂川市 中間市、宗像市、古賀市、福津市、糟屋郡、遠賀郡 ※1 直方市、宮若市、鞍手郡 ※2 飯塚市、嘉麻市、嘉穂郡 ※3 田川市、田川郡 小郡市、うきは市、朝倉市、朝倉郡、三井郡 柳川市、八女市、筑後市、大川市、みやま市、三瀬郡、八女郡 行橋市、豊前市、京都郡、築上郡 北九州市 福岡市 久留米市	福岡県環境保全課大気係(相談窓口) 大牟田市環境部環境保全課(届出窓口) 大牟田市環境部環境保全課 福岡県環境保全課大気係(相談) 福岡県筑紫保健福祉環境事務所環境指導課(届出窓口) 福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所環境指導課(届出窓口) 福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所環境指導課(届出窓口) 福岡県北筑後保健福祉環境事務所環境課(届出窓口) 福岡県南筑後保健福祉環境事務所環境指導課(届出窓口) 福岡県京築保健福祉環境事務所環境課(届出窓口) 北九州市環境局環境監視部環境監視課 福岡市環境局環境監視部環境保全課 久留米市環境部環境保全課	092-643-3360 0944-41-2721 0944-41-2721 092-643-3360 092-513-5612 0940-36-6322 ※1 0948-21-4812 ※2 0948-21-4813 ※3 0948-21-4814 0942-30-1058 0943-22-6964 0930-23-2380 093-582-2290 092-733-5386 0942-30-9043			
						54	水質汚濁防止法	水質汚濁防止法に規定する特定施設等を設置する場合は、同法に基づき設置届出 (工事着手の90日前までに届出) ※電気事業法に規定する電気工作物である特定施設等を設置する工場又は事業場は除く。	○	○	○	○	大牟田市 筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、糸島市、那珂川市 中間市、宗像市、古賀市、福津市、糟屋郡、遠賀郡 ※1 直方市、宮若市、鞍手郡 ※2 飯塚市、嘉麻市、嘉穂郡 ※3 田川市、田川郡 小郡市、うきは市、朝倉市、朝倉郡、三井郡 柳川市、八女市、筑後市、大川市、みやま市、三瀬郡、八女郡 行橋市、豊前市、京都郡、築上郡 北九州市 福岡市 久留米市	福岡県環境保全課水質係(相談窓口) 大牟田市環境部環境保全課(届出窓口) 福岡県筑紫保健福祉環境事務所環境指導課 福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所環境指導課 福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所環境指導課 福岡県北筑後保健福祉環境事務所環境課 福岡県南筑後保健福祉環境事務所環境指導課 福岡県京築保健福祉環境事務所環境課 北九州市環境局環境監視部環境監視課 福岡市環境局環境監視部環境保全課 久留米市環境部環境保全課	092-643-3359 0944-41-2721 092-513-5612 0940-36-6322 ※1 0948-21-4812 ※2 0948-21-4813 ※3 0948-21-4814 0942-30-1058 0943-22-6964 0930-23-2380 093-582-2290 092-733-5386 0942-30-9043

令和5年度コージェネレーション設備導入における主な関連許認可等の担当窓口

番号	法律・条例・要綱等の名称	主な規制対象(規制概要)	ガスエンジン	ディーゼルエンジン	ガスタービン	燃料電池	担当エリア	担当窓口	担当連絡先(電話番号)
			必ず届出が必要なもの● 条件により届出が必要なもの○ 届出不要なものー						
55	桂川町公害防止条例	桂川町内における事業活動に伴って生じる公害の防止	○	○	○	○	桂川町	桂川町保険環境課	0948-65-1097
56	瀬戸内海環境保全特別措置法	水質汚濁防止法等に規定する特定施設等を設置し、瀬戸内海及びそこへ流入する公共用水域に1日50m <sup>3</sup> 以上排水する場合は、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき許可申請(約80日前)	○	○	○	○	瀬田町、赤村	福岡県環境保全課水質係(相談窓口) 福岡県高瀬・敏手保健福祉環境事務所環境指導課(届出窓口)	092-643-3359(相談窓口) 0948-21-4814(届出窓口)
			○	○	○	○	行橋市、豊前市、京都郡、築上郡	福岡県環境保全課水質係(相談窓口) 福岡県京築保健福祉環境事務所環境課(届出窓口)	092-643-3359(相談窓口) 0930-23-2380(申請窓口)
			○	○	○	○	北九州市	北九州市環境局環境監視部環境監視課	093-582-2290
57	騒音規制法	一定規模以上の空気圧縮機、送風機、木材加工機械等の特定施設の設置(設置工事着手日の30日前までに届出) 一定規模以上のバックホウ、トラクターショベル、ブルドーザー等を使用する特定建設作業の実施(作業開始の7日前までに届出)	○	○	○	○	各市町村	各市町村 環境部局	
			○	○	○	○	各市町村	各市町村 環境部局	
58	運動規制法	一定規模以上の圧縮機、木材加工機械等の特定施設の設置(設置工事着手日の30日前までに届出) 一定規模以上の特定建設作業の実施(作業開始の7日前までに届出)	○	○	○	○	各市町村	各市町村 環境部局	
			○	○	○	○	各市町村	各市町村 環境部局	
59	福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例 北九州市公害防止条例	一定規模以上の特定施設の設置(設置工事着手日の30日前までに届出) 一定規模以上の空気圧縮機、送風機等の特定施設の設置(設置工事着手日の30日前までに届出)	○	○	○	○	各市町村	各市町村 環境部局	
			○	○	○	○	北九州市	北九州市環境局環境監視部環境監視課	093-582-2290

【消防関係】

番号	法律・条例・要綱等の名称	主な規制対象(規制概要)	ガスエンジン	ディーゼルエンジン	ガスタービン	燃料電池	担当エリア	担当窓口	担当連絡先(電話番号)
			必ず届出が必要なもの● 条件により届出が必要なもの○ 届出不要なものー						
60	消防法	危険物貯蔵所・取扱所設置許可申請(工事着手の前まで)	○	○	○	○	各市町村	各市町村 消防担当部局	
61	北九州市火災予防条例	北九州市火災予防条例に規定する燃料電池発電設備・発電設備の設置(設備を設置する際はあらかじめ届出。ただし、固体高分子型燃料電池若しくは固体酸化物型燃料電池又は気体燃料を使用する発電設備であって、出力10キロワット未満のもののうち、一定要件を満たすものを除く。)	○	○	○	○	北九州市	北九州市消防局予防部指導課建築設備係	093-582-3812
		指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵又は取り扱う場合(指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵又は取り扱う場合は、あらかじめ少量危険物貯蔵・取扱の届出)	-	○	-	-	北九州市	北九州市消防局予防部規制課危険物係	093-582-3851
62	福岡市火災予防条例	福岡市火災予防条例に規定する燃料電池発電設備・発電設備の設置(設備を設置する場合はあらかじめ届出が必要(ただし、出力10キロワット未満のものうち一定要件を満たすものを除く。))	○	○	○	○	福岡市	福岡市消防局予防部	092-725-6600
		指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物(少量危険物)を貯蔵し、又は取り扱おうとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。	-	○	-	-	福岡市	福岡市消防局予防部	092-725-6600
63	筑後市火災予防条例	筑後市火災予防条例に規定する燃料電池発電設備・発電設備の設置の届出	○	○	○	○	筑後市	筑後市消防本部予防課	0942-52-2020
64	久留米広域市町村圏事務組合火災予防条例	久留米広域市町村圏事務組合火災予防条例に規定する燃料電池発電設備・発電設備の設置の届出(設備を設置する場合は、あらかじめ、消防署長に届出が必要。(出力10キロワット未満のものうち一定要件を満たすものを除く。))	○	○	○	○	久留米市、大川市、小郡市、うきは市、大刀洗町、大木町	久留米消防署防課 三井消防署防課 浮羽消防署防課 三瀬消防署防課 大川消防署防課	0942-38-5161 0942-72-5101 0943-72-4193 0942-62-2185 0944-88-1145
		久留米広域市町村圏事務組合火災予防条例に規定する少量危険物の貯蔵・取扱いの届出(指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、あらかじめ、消防署長に届出が必要。)	-	○	-	-			
65	みやま市火災予防条例	みやま市火災予防条例に規定する燃料電池発電設備・発電設備の設置	○	○	○	○	みやま市全域	みやま市消防本部予防課指導係	0944-62-5993
66	糸島市火災予防条例	糸島市火災予防条例に規定する燃料電池発電設備・内燃機関を原動力とする発電設備の設置(設置前までに届出)	○	○	○	○	糸島市	糸島市消防本部予防課	092-332-8026
67	粕屋南部消防組合火災予防条例	同条例に規定する燃料電池発電設備・発電設備の設置の届出				●	粕屋町全域(粕屋町、久山町、粕屋町、須直町、志免町、宇美町全域)	粕屋町都市整備課ゼロエミッション準備室	092-947-1225

令和5年度コージェネレーション設備導入における主な関連許認可等の担当窓口

【電気事業法関係】

番号	法律・条例・要綱等の名称	主な規制対象(規制概要)	ガス エン ジン	ディー ゼルエ ンジン	ガス ター ビン	燃料 電池	担当エリア	担当窓口	担当連絡先(電話番号)
			必ず届出が必要なもの● 条件により届出が必要なもの○ 届出不要なものー						
68	電気事業法	工事計画(変更)届出(工事着手の30日前まで)	○	○	○	○	県全域	九州産業保安監督部 電力安全課	092-482-5520
		保安規定(変更)届出(使用の開始前、工事計画を伴うものはその工事前まで)	●	●	●	●			
		電気主任技術者選任届出(工事着手の前まで)	●	●	●	●			
		ボイラータービン主任技術者選任届出(工事着手の前まで)	-	-	○	○			

【労働安全衛生法関係】

番号	法律・条例・要綱等の名称	主な規制対象(規制概要)	ガス エン ジン	ディー ゼルエ ンジン	ガス ター ビン	燃料 電池	担当エリア	担当窓口	担当連絡先(電話番号)
			必ず届出が必要なもの● 条件により届出が必要なもの○ 届出不要なものー						
69	労働安全衛生法	排熱ボイラー設置届出(小型ボイラの場合報告)(工事開始の30日前まで) 第一種圧力容器設置届出(工事開始の30日前まで)	○	○	○	○	福岡市(東区を除く)、春日市、大野城市、筑紫野市、太宰府市、糸島市、筑紫郡	福岡中央監督署	092-761-5608
							福岡市東区、宗像市、古賀市、福津市、糟屋郡	福岡東監督署	092-661-3770
							北九州市八幡東区、八幡西区、戸畑区、若松区、中間市、速見郡全域	北九州西監督署	093-622-6550
							北九州市小倉北区、小倉南区	北九州東監督署	093-561-0881
							北九州市門司区	北九州東門司支署	093-381-5361
							行橋市、豊前市、京都郡、築上郡	行橋監督署	0930-23-0454
							久留米市、大川市、朝倉市、小郡市、うきは市、三池郡、三潴郡、朝倉郡	久留米監督署	0942-33-7251
							大牟田市、柳川市、みやま市	大牟田監督署	0944-53-3987
							八女市、筑後市、八女郡	八女監督署	0943-23-2121
							飯塚市、嘉麻市、嘉穂郡	飯塚監督署	0948-22-3200
							直方市、宮若市、鞍手郡	直方監督署	0949-22-0544
							田川市、田川郡	田川監督署	0947-42-0380

令和5年度コージェネレーション設備導入における主な関連許認可等の担当窓口

<②施工開始から運転開始前までの関係法令>

番号	法律・条例・要綱等の名称	主な規制対象(規制概要)	ガス エン ジン	ディー ゼル エン ジン	ガス ター ビン	燃料 電池	担当エリア	担当窓口	担当連絡先(電話番号)
			● 必ず届出が必要なもの ○ 条件により届出が必要なもの ○ 届出不要なもの						
70	電気事業法	保安規定(変更)届出(工事計画(変更)届出が不要な場合) (使用の開始前、工事計画を伴うものはその工事前まで)	●	●	●	●	県全域	九州産業保安監督部 電力安全課	092-482-5520
		使用前安全管理審査申請 (工事の計画に係る全ての工事が完了した時または使用前自主検査終了まで)	○	○	○	○		経済産業大臣の登録を受けた者	
		溶接事業者検査の実施状況及びその結果の確認(検査終了の翌年度の8月末まで)	○	○	○	○		所轄経済産業局	
		特定自家用電気工作物接続届出書(一般送配電事業者の電線路に接続する場合、接続後、遅滞なく)	○	○	○	○			
71	消防法	火を使用する設備の設置届出(あらかじめ)	●	●	●	●	各市町村	各市町村 消防署	
		少量危険物貯蔵・取扱届出(あらかじめ)	○	○	○	○			
		指定可燃物貯蔵取扱所設置(変更)届出書(あらかじめ)	○	○	○	○			
		圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの開始届出(あらかじめ)	○	○	○	○			
		消防用設備等設置届出(非常電源として使用する場合、消防用設備等の設置完工後4日以内)	○	○	○	○			
72	高圧ガス保安法	高圧ガスの製造・貯蔵・消費等に係る許可または届出	○	-	○	○	県全域(福岡市、北九州市を除く)	福岡県商工部工業保安課	092-643-3439
			○	-	○	○	遠賀郡、行橋市、京都郡、豊前市、築上郡、中間市	北九州中小企業振興事務所(届出)	093-512-1540
			○	-	○	○	宗像市、福津市、筑紫野市、太宰府市、那珂川市、春日市、糸島市、糟屋郡、大野城市、古賀市	福岡中小企業振興事務所(届出)	092-622-1040
			○	-	○	○	直方市、飯塚市、田川市、嘉麻市、宮若市、鞍手郡、嘉穂郡、田川郡	飯塚中小企業振興事務所(届出)	0948-22-3561
			○	-	○	○	大牟田市、筑後市、三井郡、久留米市、大川市、三浦郡、柳川市、小郡市、八女郡、朝倉市、うきは市、八女市、みやま市、朝倉郡	久留米中小企業振興事務所(届出)	0942-33-7228
			○	-	○	○	北九州市	北九州市消防局予防部規制課保安係	093-582-3851
			○	-	○	○	福岡市	福岡市消防局予防部指導課	092-725-6615
73	労働安全衛生法	排熱ボイラー落成検査申請(設置したとき) 小型ボイラー設置報告(設置したとき) 第一種圧力容器落成検査申請(設置をしたとき)	○	○	○	○	福岡市(東区を除く)、春日市、大野城市、筑紫野市、太宰府市、糸島市、筑紫郡	福岡中央監督署	092-761-5608
							福岡市東区、宗像市、古賀市、福津市、糟屋郡	福岡東監督署	092-661-3770
							北九州市八幡東区、八幡西区、戸畑区、若松区、中間市全域、遠賀郡	北九州西監督署	093-622-6550
							北九州市小倉北区、小倉南区	北九州東監督署	093-561-0881
							北九州市門司区	北九州東門司支署	093-381-5361
							行橋市、豊前市、京都郡、築上郡	行橋監督署	0930-23-0454
							久留米市、大川市、朝倉市、小郡市、うきは市、三池郡、三浦郡、朝倉郡	久留米監督署	0942-33-7251
							大牟田市、柳川市、みやま市	大牟田監督署	0944-53-3987
							八女市、筑後市、八女郡	八女監督署	0943-23-2121
							飯塚市、嘉麻市、嘉穂郡	飯塚監督署	0948-22-3200
							直方市、宮若市、鞍手郡	直方監督署	0949-22-0544
田川市、田川郡	田川監督署	0947-42-0380							